

令和 6 年度平戸市農業委員会第 7 回総会議事録

■開催日時：令和 6 年 10 月 29 日（火）午前 9 時 30 分～午前 10 時 12 分

■開催場所：平戸市役所 3 階 大会議室 ABC

■農業委員：19 人中 17 人出席 欠席委員：4 番、16 番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18 人中 11 人出席 欠席委員：2 番、4 番、7 番、9 番、10 番
15 番、18 番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0 人

■事務局 浅田事務局次長、寺田班長、金子係長、大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：浅田事務局次長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程 1 開会宣言

日程 2 会長あいさつ

日程 3 議事録署名委員及び書記の指名

日程 4 会務報告

日程 5 議事

報告 第 10 号 使用貸借解約通知書について

議案 第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 第 33 号 非農地通知申出について

議案 第 34 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案 第 35 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について

日程 6 閉会

発言者名	会 議 の 概 要
次 長 事務局	■日程 1 開会宣言 ただいまから、「令和 6 年度 第 7 回 平戸市農業委員会総会」を開会いたします。 開会にあたり、会長がご挨拶致します。
会 長 事務局	■日程 2 会長あいさつ 皆様、おはようございます。大変お忙しい中に、第 7 回総会に、ご出席いただきましてありがとうございます。 今年は天候が不順で、夏は高温が続き、大変厳しい気候でありましたが、うれしいニュースもあり、少しは米の価格が騰がった感じでありました。 本日は、報告 1 件、議案 5 件を提案しておりますので、慎重なご審議をお願いします。 本日は、議席番号 4 番、16 番の農業委員から欠席する旨の届出があっております。 よって、平戸市農業委員会総会会議規則第 10 条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることを報告いたします。 また、推進委員では、2 番、4 番、7 番、9 番、10 番、15 番、18 番委員から欠席する旨の報告があっております。 それでは、同規則第 6 条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、会長にお願いいたします。
会 長 委員一同 会 長	■日程 3 議事録署名委員及び書記の指名 それでは、日程 3 の議事録署名委員および書記を指名いたします。 平戸市農業委員会総会会議規則第 24 条第 2 項の規定による議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。 「異議なし」 異議なしと認め、議事録署名委員に議席番号 15 番委員、17 番委員、書記に事務局次長を指名いたします。 以上で日程 3 を終わります。

	■日程４ 会務報告
会 長	次に、日程４、会務報告について、事務局から報告をいたします。
事務局	それでは、議案書の１ページをお願いします。 １０月の会務報告をいたします。（１０月会務報告を報告） １１月の会務予定を申し上げます。（１１月会務予定を報告） 以上で報告を終わります。
会 長	それでは、１１月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。 １１月の総会を令和６年１１月２７日（水曜日）午前９時３０分からとし、場所は、平戸市役所３階大会議室において開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議がありませんので、１１月の総会を令和６年１１月２７日（水曜日）午前９時３０分からとし、場所は、平戸市役所３階大会議室において、開催いたします。 ■日程５ 議事
会 長	次に、日程５、議事に入ります。
	《報告第１０号 使用貸借解約通知について》
会 長	報告第１０号について、事務局からの報告を求めます。
事務局	議案書の２ページから３ページをお願いします。 報告第１０号使用貸借解約通知について、貸人、借人については、記載のとおりで、貸借農地は生月町山田免字飛石１１８１番１、現況地目は田で、地積は２,２３０㎡外５筆となります。合計で筆数６筆、面積は６,８５９㎡、契約内容は農地中間管理機構を通じた使用貸借権、解約理由は貸人が死亡し、耕作出来ないためとなります。以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「意見なし」
会 長	意見が無いようですので、報告第１０号を終わります。

会 長	《議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》 次に、議案第 31 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 4 ページから 5 ページをご覧ください。 議案第 31 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、今回、4 件の申請があっております。 番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、猪渡谷町字新田 286 番 77、地目は田で、地積が 340 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（贈与）となります。 番号 2 番、申請人は記載のとおりで、申請農地は、木引町字赤石 1060 番 13、地目は畑で、地積が 629 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（売買）となります。 番号 3 番、申請人は記載のとおりで、申請農地は、草積町字古屋敷 1030 番 3、地目は田で、地積が 896 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（売買）となります。 番号 4 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、鏡川町字愛宕 1004 番 1 外 5 筆、地目は田・畑で、地積合計が 6,699 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（贈与）となります。 （スライドにより位置、現況写真等について説明。） 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 31 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 31 号について、原案のとおり決定いたします。
	《議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》
会 長	次に、議案第 32 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 6 ページから 7 ページをご覧ください。 議案第 32 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、今回、3 件の申請があっております。

事務局	この3件は、6月の総会で農業振興地域整備計画の変更（除外）で審議した内容であります。 番号1番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町以善免字ハル207番1、地目は畑で、地積が497㎡、用途は一般個人住宅用地となります。 番号2番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、坊方町字下坊308番3、310番3の2筆、地目は畑で、地積合計が674㎡、用途は一般個人住宅用地となります。 番号3番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、生月町御崎字東山頭705番2、地目は畑で、地積が73.62㎡、用途は事務所用地となります。備考欄のとおり追認案件となります。 （スライドにより位置、現況写真等について説明。） 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第32号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第27号について、原案のとおり決定いたします。
	《議案第33号 非農地通知申出について》
会 長	次に、議案第33号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の8ページから9ページをご覧ください。 議案第33号、非農地通知申出について、今回、2件の申出があります。 番号1番、申出人は記載のとおりで、申出を受けた土地については、田平町小手田免字栴川1366番1地目は畑で、地積が808㎡となります。 番号2番、申出人は記載のとおりで、申出を受けた土地については、大島村大根坂字中ノ田402番外5筆、地目は田・畑で、地積合計が1,612㎡となります。 （スライドにより位置、現況写真等について説明。） 以上で説明を終わります。

会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで現地に立ち会われました、関係委員の補足説明をお願いします。
15 番委員	「番号 1 : 補足説明」
12 番委員	「番号 2 : 補足説明」
会 長	関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 33 号について、原案のとおり、非農地に該当することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 33 号について、原案のとおり非農地と判断します。 す。
	《議案第 34 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について》
会 長	次に、議案第 34 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 10 ページから 11 ページをご覧ください。 議案第 34 号農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、昨年の農地利用状況調査において再生利用が困難な農地として判断された農地となります。今回、4 筆となります。 (スライドにより位置、判定状況写真、現況写真等について説明) 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 34 号について、原案のとおり非農地に該当することにご異議ございませんか。

委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 34 号について、原案のとおり非農地と判断します。 《議案第 35 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について》
会 長	次に、議案第 35 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書 12 ページから 14 ページをお願いいたします。 議案第 35 号、農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について、ご説明いたします。14 ページをご覧ください。 項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借の設定（借受・転貸一体型）となります。 整理番号 1 番、農地中間管理機構に使用貸借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて使用貸借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。 権利を設定する土地は、田平町福崎免字辻山 632 番、現況地目は畑で、面積は 2,832 m²、外 1 筆で、合計で 1 件、筆数 2 筆、合計面積が 3,331 m²となります。 設定する権利については、記載のとおりです。 説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 35 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 35 号について、原案のとおり決定いたします。

会 長 委員一同 会 長	■日程6 閉会 以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。 「異議なし」 異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。 以上をもちまして、令和6年度平戸市農業委員会第7回総会を閉会いたします。 閉会時刻：10時12分 議 長印 議事録署名人 議席番号15番委員印 議席番号17番委員印
---	--

■農業委員名簿

地区	議席番号	氏 名
北 部	5	岡 村 勝 彦
	17	前 原 正 行
	16	寺 田 俊 雄
	8	神 田 孝 夫
	4	榊 屋 可 恵
中 部	7	川 上 武 夫
	14	塚 本 憲 章
	6	松 山 矢 市
南 部	18	青 崎 日 出 男
	1	山 口 隆 徳
	9	針 尾 庄 作
生 月	11	谷 本 雅 嗣
	19	川 村 政 幸
	13	蜜 山 隆 満
田 平	3	松 本 一 郎
	2	川 尻 修 治
	15	大 山 荒 助
大 島	10	藤 沢 和 正
	12	松 山 浩 幸